

稚内市競争入札参加申請に係る社会貢献の取扱いについて

工事格付対象の市内業者に別記第11号様式「社会貢献確認申告書」を提出していただく内容について、次のとおりとします。

●社会貢献として認められる活動

1. 環境保護等に係る活動(新、省エネルギーへの取組み・清掃・植樹等)
 - ・企業として積極的に、太陽光パネル、風力発電の設置等、新エネルギー・省エネルギー導入に取り組んでいる活動。
 - ・稚内市の河川、海岸、公共施設等において植樹活動、清掃活動を行い地域の衛生環境、環境保護を自主的に無償又は実費で行う活動。
2. 災害時等の対応
 - ・稚内市内で、発生した災害等に対応する活動。(稚内市と災害時に対応するための協定を結んでいることも含む。)
3. 除排雪ボランティアに係る活動
 - ・稚内市内において除排雪を無償又は、実費で行うこと。
4. 地域のイベント等への参加
 - ・地域のイベント等への参加に対する活動。
5. その他社会貢献と認められる活動
 - ・上記の活動以外で、地域に貢献したと認められる活動。(文化支援、スポーツ活動支援、福祉事業、寄付行為等、教育支援又は職場支援、障害者の雇用等)

●社会貢献の基準

1. 直前2年間(令和5・6年)における活動であること。
2. 活動場所が稚内市内であること。
3. 原則として、個人ではなく、企業として行ったものであること。
4. 活動内容を市指定の様式に記入し、活動を証明できるものを添付すること。(証明書・活動写真・感謝状・礼状・関係者の証明・新聞記事等)